

令和 7 年度随意契約一覧表【市長公室】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
危機管理室	防災用モビリティトイレ・トラックタイプ購入	令和7年6月23日	一般社団法人助けあいジャパン	—令和8年3月31日	26,475,900	災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加し、全国の自治体との連携により、災害時における相互の支援活動を行うことを目的として、防災用モビリティトイレ・トラックタイプを取得するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	トイレトラックの調達と合わせて、災害時に自治体間相互の助け合いによりトイレ問題の解決を図るためには、全国の30以上の自治体による災害派遣トイレネットワークを構築しており、発生直後からの迅速な派遣調整をはじめ、給水や汲み取り等、被災地での支援活動のサポートをワンストップで行う仕組みを有する同法人との随意契約により車両を購入することが最適であるため。
危機管理室	富田林市MCA同報系防災無線保守点検等業務	令和7年4月1日	日本エレクトロニツクシステムズ株式会社	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,952,800	平成18年度から整備している市MCA同報系防災無線システムの親局・補助局・屋外拡声子局の定期点検を年1回実施するとともに、新設箇所の設定変更を実施し、故障及び消耗品などを点検することにより常時安定した無線システムを維持する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
都市魅力課	令和7年度広報誌等配布業務	令和7年4月17日	公益社団法人富田林市シルバー人材センター	令和7年4月18日～令和8年3月31日	11,085,672	市広報誌等の市刊行物につき、月一回事業者等も含めた全戸配布を行う（一部地域を除く）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢化社会対策基本法第6条に基づく高齢社会対策大綱の目的や理念に則り、高齢者の雇用の安定等に関する法律に定められたシルバー人材センター事業を積極的に推進するため。
都市魅力課	令和7年度広報とんだばやし広告掲載業務	令和7年6月18日	ST総合広告	令和7年6月19日～令和8年3月31日	1,336,500	「富田林市広告事業実施要綱」および「広報とんだばやし広告掲載要領」に従い、毎月初旬に発行する「広報とんだばやし」令和7年8月号～令和8年4月号への広告募集および掲載広告の作成業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	同業務は、令和7年2月および6月に指名競争入札を実施したがいずれも参加の意思を示された業者が1者のため不調に終わったため、いずれの入札にも参加の意思を示された事業者と契約締結するもの。
デジタル推進室	大阪版デジタル人材シェアリング業務	令和7年5月23日	西日本電信電話株式会社関西支店	令和7年5月23日～令和8年3月31日	3,599,640	本業務は、デジタル推進に必要な専門人材を大阪府及び府下市町村が共同確保し、各市町村に派遣することで、DX推進の取組を支援するものです。人材不足を補いながら、システム標準化対応や業務プロセス改革、オンライン化推進など、各市町村の課題に応じた支援を受け、本市では下記3プランを実施する。 ・行政手続きのオンライン化支援プラン ・DX推進計画実行支援プラン ・システム関連費用の精査・システム更改助言支援プラン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府と府内43市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議が共同調達（プロポーザル方式）により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
デジタル推進室	自治体中間サーバー・プラットフォームの第三次システム移行業務	令和7年6月4日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和7年6月5日～令和8年3月31日	1,122,000	社会保障・税番号制度において、国が実施する中間サーバー更改に伴い、ネットワーク機器及び基幹系システムの設定変更作業を行うもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
デジタル推進室	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約	令和7年4月1日	デジタル庁	令和7年4月1日～令和8年3月31日	14,923,690	国が進める「地方公共団体の基幹業務システムの標準化」において、従来、各自自治体が個別に開発・運用していたシステムを、デジタル庁は効率的な運用とコスト削減を目指して、共同利用が可能な安全性の高いクラウドサービスとして選定された「ガバメントクラウド」を利用するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル庁が整備するガバメントクラウドの利用にあたっては、デジタル庁が定める契約手続きに基づき、「ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約」を締結する必要があります。ガバメントクラウドは、国が定めた統一基準に基づくセキュリティ対策と運用管理を確保するために構築された共通基盤であり、その性質上、デジタル庁以外とは契約できないため。
デジタル推進室	令和7年度施設間光ファイバ等回線使用契約	令和7年4月1日	西日本電信電話株式会社関西支店	令和7年4月1日～令和8年3月31日	3,589,344	出先施設において、T-N-E-Tや基幹系システムを使用するため、西日本電信電話株式会社の光ファイバ回線を契約し接続するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	機器の導入業者であり、本市の機器の設定や構成・配線等を熟知し、障害発生時等に迅速に対応することが可能なため。
デジタル推進室	令和7年度自治情報システム標準化・共通化に係る業務	令和7年6月5日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和7年6月6日～令和7年3月31日	99,587,400	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、本市基幹系システムを、国が定めた標準仕様書に適合したシステムを構築し、現行システムからのデータ移行及びシステムテストを実施するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国が定める期限内にシステム提供の可否を確認するため市ウェブサイトで情報提供を依頼した結果、標準化対応可能との回答があったのは現行事業者のみであり、他事業者からは「対象業務システムの取り扱いがない」「人的リソース不足」との理由で提供できない旨の回答があったため、現行事業者以外での調達は見込めません。
デジタル推進室	令和7年度オンライン申請システム使用契約	令和7年4月18日	株式会社南大阪電子計算センター	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,364,560	市民が来庁することなくオンライン上で行政手続きができる目的で導入するクラウド型オンライン申請システムを使用するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能なため。
デジタル推進室	令和7年度ビジネスチャットツール使用契約	令和7年4月18日	株式会社南大阪電子計算センター	令和7年4月1日～令和8年3月31日	1,895,520	コミュニケーションロスの時間を削減する目的で導入するクラウド型ビジネスチャットツールを使用するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能なため。
人事課	広域化に伴うデータ出力	令和7年5月30日	株式会社大和総研インフォメーションシステムズ	令和7年5月30日～令和7年7月31日	2,156,000	水道広域化に伴い、移管する必要がある人事情報を出力するためのシステム改修	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。

令和 7 年度随意契約一覧表【市長公室】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
人事課	令和7年度富田林市職員採用資格試験等にかかる総合適正検査（基礎能力、パーソナリティ、事務能力）の実施に関わる業務	令和7年4月25日	株式会社日本経営協会総合研究所 西日本事業本部	令和7年4月26日 ～ 令和8年3月31日	1,503,700	令和7年度富田林市職員採用資格試験等にかかる総合適性検査（基礎能力、パーソナリティ、事務能力）の実施に関わる業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務に伴う委託契約につきましては、人材を幅広く採用するため、多様な試験方法や各種適性検査を実施しており、実績のある株式会社日本経営協会総合研究所作成の総合適性検査を継続利用しております。職員採用試験にあたっては過去との整合性等を勘案する必要があるため。
人事課	令和7年度人事情報総合システムに係る保守業務	令和7年4月1日	株式会社大和総研インフォメーションシステムズ	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,778,600	人事情報総合システム（人事給与システム及び出退勤システム）に係るハードウェア保守、ソフトウェア保守 人事給与システム（人事・給与・退職・会計年度）と出退勤システムのソフトウェア保守 人事給与システムと出退勤システムのサーバー・周辺機器の保守	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。